特集 I

充実する社会福祉

豊かな県民生活を実現するためには、経済開発による県民所得の増大とあわせて、社会開発を推進し、県民福祉の向上をはかる必要がある。したがって、最近の高度成長のもと所得水準の向上が相対的に遅れている低所得階層、老人、母子家庭、心身障害者など社会福祉の対象となる人々に対しても、ひとしく健康で文化的な生活が営めるよう、あたたかい救いの手をさしのべていく必要がある。

しかし、社会福祉の充実は、単なる保護を目的とするものではなく、社会福祉対象者が一個の人格として社会活動に復帰し、自信をもって生活できるよう自立更生の道を与えることを基本的な目標とするものである。このような考えに立って、低所得階層の援護、心身障害者福祉の強化、母子福祉の推進、老人福祉の向上など社会福祉対策の充実をはかっていくが、精神薄弱児や、重度心身障害児、し体不自由児など保護を要する児童に対しては、これを社会的な義務として、その保護と能力の開発につとめるとともに、最近における非行児童少年の多発傾向にかんがみ、その未然防止をはかるため、家庭および社会全体の責任において社会環境を浄化し、児童の健全育成につとめ、児童の権利と福祉を守っていく必要がある。なお、自立更生の推進は、各人の自立更生意欲と地域住民の連帯意識に基づく協力が一つになってはじめて、その実効を期することができるので、その推進力となる民間組織の育成強化など推進体制の整備につとめる。

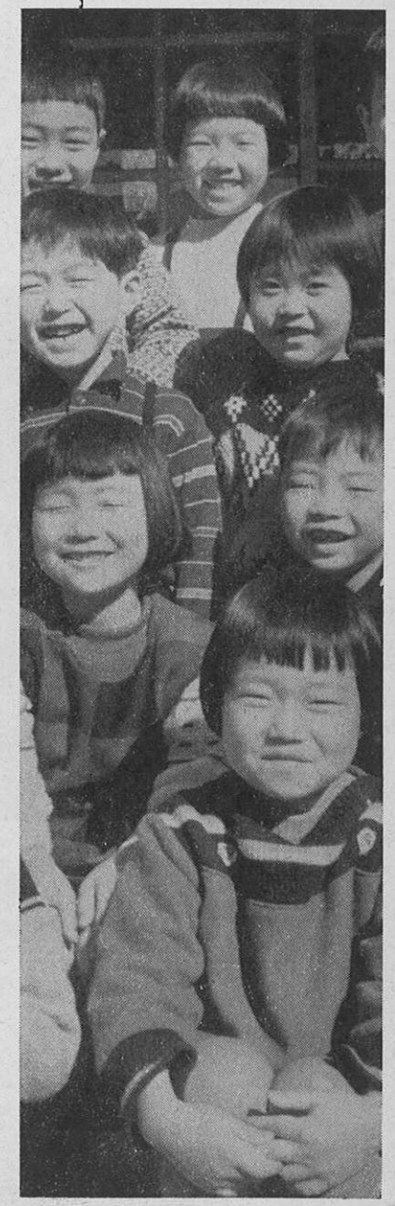

福祉対策の充実　老令者、心身障害者、母子世帯については、年金その他所得保障の施策を強化し、経済的援助をはかることが必要であるが、これらの人々は、とかく社会から隔絶されがちであるので、経済的生活保障だけでなく、親族相互間や地域協同体制の促進など、これらの人々の要求を満たす社会福祉事業の分野は、今後一層その重要度が加わるものと思われる。さらに、社会。経済の進展にともなって、社会福祉施設も専門化、多様化の傾向が強まるものと思われるが、今後はこれらの施策が相互に関連性を高め、各種施設間の協力の強化など施策の総合的な推進とその充実がはかられなければならない。（熊本県計画より）

児童福祉の充実

児童福祉行政は、周知のとおり、要保護児童を保護救済するだけでなく、児童の基本的人権を尊重し、すべての児童を心身共に健やかに育成しようとする積極的な面をもっている。県は、これが円滑な運営を期して機構を整備し、施設の新設拡張をはかるなど種々施策を構じているが、なお解決を迫られている問題は多く、児童福祉行政は一層の重要性を増している。ここで現在の児童行政の主な点を一応概説することとしたい。

要保護児童対策

1．児童相談所の業務

要保護児童に関する相談指導に応じ、施設への入所措置等を講ずる為の機関として児童相談所がある。児童相談所の業務は、(1)児童に関する各般の問題につき家庭その他から相談に応じ、(2)児童の性格や家庭環境の調査及び判定、(3)施設への入所措置等をとること、(4)児童の一時保護をすること等で、本県では、熊本と八代の二カ所に設置されている。

昭和四〇年度の相談種類別受付件数及び処理内容は、右図のとおりである。

2．児童福祉施設の状況

児童福祉施設は、保護を要する児童等を入所させて適当な保護を加え、これを育成することを目的とした施設で、入所児童等の要保護性に応じて一三種類がある。

施設の現在数は、次のとおりである。助産施設一三、乳児院四、母子寮一〇、保育所三一八、養護施設一八、精神薄弱児施設六、盲ろうあ児施設二、虚弱児施設一、し体不自由児施設一、教護院一、児童厚生施設のうち児童館一七、児童遊園一八。

3．保母試験の実施

これ等の児童福祉施設で児童の保育に当る女子職員が保母であるが、最近経済の成長に合せて共稼家庭が多くなり、保育所がますますその必要性を高め、そこに働く保母の重要性が高まっている。県では、県立保母養成所で保母を養成するほか、毎年保母試験を実施してその充足に努力している。保母試験の最近の実施状況は次のとおりである。

四〇年九月実施　受験者四一九名
　　合格者三六名
四一年三月実施　受験者五三四名
　　合格者七六名

相談種別受付件数

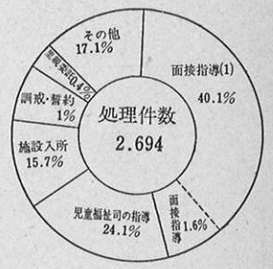

処理内容

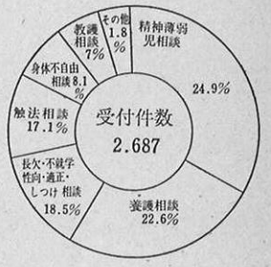

4．精神薄弱児実態調査

昨年八月一日、県と県教育委員会が協力して、県内の小中学校の就学義務年令期にある精薄児の実態を調査したが、その結果は調査対象児童三一二、五一〇人に対し、精薄児一一、四七七人で、出現率三・五七%であった。県では、この実態調査に基づき、施設の拡充等精薄児福祉対策を一層推進することとしている。

5．特別児童扶養手当制度

昭和四一年八月に従来の重度精神薄弱児扶養手当法が改正され、身体に重度の障害を有する児童についても重度精薄児を同様に手当（児童一人当り月一、四〇〇円、昭和四二年一月から一、四〇〇円）が支給されることになった。本県において、この手当を受給している重度精薄児は、本年八月末日現在四四六名である。

青少年対策

1．青少年対策の連絡調整

青少年対策は、幅の広い行政である。これを所管している機関は、県段階においても、知事部局、教育委員会、警察本部、その他国の出先機関である保護観察所、婦人少年室、少年鑑別所、検察庁、家庭裁判所など十数カ所に及んでいる。

これを連絡調整する機関として、条例により熊本県青少年問題協議会が設置されている。青少年問題協議会では、毎月、教育庁、警察本部及び県の関係課長による行政連絡会議を開いて、意見や資料の交換を行ないまた事業の調整をして、青少年行政の効率化をはかるとともに、基本的施策の樹立等にあたっている。

2．青少年の育成はまず〃家庭〃から

「しあわせをみんなで築く家庭の日」

青少年を健全に育成する場として、家庭は重要な役割をもっている。家庭における両親の生活態度、感情は、そのまま、青少年の目に心に映るわけであるから、不健全な家庭生活は、青少年の健全な育成を阻害する。

このような意味で、せめて、月一回は、青少年のために家庭生活のプログラムをつくり、この日は、両親はもちろん家族全員が、楽しい団らんの一日を過し、青少年に暖かい夢を与えようという趣旨でうまれたのが、「家庭の日」である。家庭の日には、家族そろってハイキングに出かけたり、スポーツを楽しんだり、家庭を明るくするための話し合いを行ったりしてもらいたい。一家庭で行なうことはもちろん。地域ぐるみで、このようなプログラムを計画するのも、また意義あることである。〃家庭の日〃は毎月第一日曜日となっている。

3．青少年に良い映画を

映画が青少年に及ぼす影響が大であり、特に最近における青少年非行の事例をみても、映画の影響によって不良化し、あるいは、犯罪行為を行なうに至った青少年が決して少なくない。そこで県では、毎月映画委員会を開催して青少年のために優良な映画、あるいは、有害な映画を選定し、各関係機関及び関係業者に通知するほか、関係業者の協力をお願いし、青少年に良い映画を観せ、悪い映画を観せないようにしている。

4．移動児童館「なかよし号」

現在県では、児童に健全な遊びを与えて、心身ともに健全な育成を目的とする児童館を県内各地に設置しているが、へき地等において児童館の設置が困難な地域には移動児童館として、マイクロバス「なかよし号」に遊具やスポーツ用具を積みこんで巡回し、その地域の児童の福